

10月
から

マイナンバー(個人番号)の 通知が始まりました

10月からマイナンバーの個人番号の通知が始まりました。健保組合ではマイナンバーの個人番号を被保険者の資格、被扶養者の認定および保険給付の事務などに使用します。事業所の事務担当者を通じてマイナンバーをご提示いただく予定ですので大切に保管してください。



健保組合からの お知らせ

届いたマイナンバーは
大切に保管してください

※被保険者および被扶養者全員のマイナンバーが必要となります(学生や離れた場所に暮らしている方の分も必要です)ので大切に保管してください。

Q マイナンバーとは何ですか?

A 国から国民一人ひとりに割り当てられる12桁の数字です。

納税や社会保険などの各種の行政事務で個人を特定するために使われます。番号は原則として一生変わりません。住民票のある市(区)町村から届く「通知カード」に記載されています。



マイナンバー
広報キャラクター
マイナちゃん

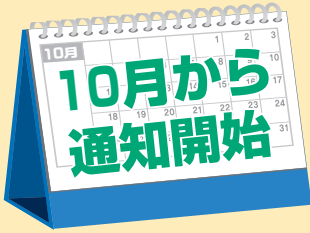
マイナンバーの受け取りから提示までの流れ(予定)



1 市(区)町村からマイナンバーが記載された「通知カード」が住民票の住所に届きます。

2 健保組合の被保険者と、被扶養者全員のマイナンバーを事業所の事務担当者にお伝えください。

3 マイナンバーは被保険者の資格、被扶養者の認定および保険給付の事務などに使用します。



健康保険でも使われる マイナンバーの



マイナンバー
広報キャラクター
マイナちゃん

国民一人ひとりに固有の12桁の個人番号を割り当てる「マイナンバー」の制度が始まりました。

健保組合でも被保険者と被扶養者の皆さまの個人番号を事務処理に使用します。マイナンバーの開始にあたっての疑問にお答えします。

Q マイナンバーはいつから始まるの？

A 番号の通知は27年10月から
利用開始は28年1月から

マイナンバーの個人番号の通知は平成27年10月から始まります。通知が始まると個人ごとに固有の番号が記載された通知カードが市(区)町村から届きます。利用が開始されるのは平成28年1月からです。

Q 健康保険で何に使うの？

A 被保険者の資格や被扶養者の認定
などの事務に使用します

健康保険では被保険者の資格や被扶養者の認定、保険給付の事務などの際に個人を特定し、適切に事務を行うために使います。そのために個人番号の登録を平成28年のいずれかの時期に行っていただきます。

Q 具体的にどうすれば？

A 会社を通じて個人番号の
提示をお願いします

個人番号が手もとに届いたら、ご本人(被保険者)と家族(被扶養者)の個人番号を、会社を通じて提示していただきます。学生や別居している場合でも被扶養者全員の番号が必要です。平成29年1月以降は各種申請書や被扶養者資格の確認書類などの様式が変更され、個人番号の記載が必要となる予定です。

Q なぜ必要なの？

A より正確な事務、
公平な給付を行うためです

被扶養者の認定や健康保険の給付には、収入などの条件が定められているものがあります。マイナンバーで個人を特定することで間違いなく正確に事務を行い、公平な給付が行えるようになります。所得証明の書類の添付を省略できるなど、皆さまのメリットもあります。

個人情報の保護について

マイナンバーの個人番号は、本人の同意があっても法律で定められた場合以外に使用、提供することが禁止されている情報にあたります。健保組合では法律やプライバシーポリシーなどを遵守し、適切にマイナンバーの情報を取り扱います。

もっと詳しく知りたいときは

内閣官房 マイナンバーの
webサイト

マイナンバー 社会保障・税番号制度

検索

内閣官房 マイナンバー
公式twitter

https://twitter.com/MyNumber_PR

内閣官房 マイナンバー
コールセンター

0570-20-0178

平日9:30~17:30 (土日祝日・年末年始を除く)